

高圧ガス充填依頼時及び容器の廃却依頼時における確認について

三重県高圧ガス溶材組合では、設立40周年記念事業として、「所有者が不明な容器を減ずる対策」について、小容器対策ワーキンググループを立ち上げて検討を進めてまいりましたが、代理登録されている容器等の所有者を調査するには困難が伴うことから、まず、これらの容器について今後問題が生じないような対策を講ずることから始めることといたしました。

つきましては、高圧ガス充填や容器廃却の依頼時における確認方法について下記のとおり定めました。

今後は、これを参考にいただき、書面による確認を推進していただきますようお願いいたします。

記

高圧ガスの充填依頼や容器の廃却依頼を受ける際に、依頼者が所有する容器であることを確認することで、後で問題が生じないようにしておくことが必要です。

このための基本様式を定めましたので、今後はこれを参考に各社の実態などに合わせた書類を作成のうえ、運用していただきますようお願いいたします。

なお、これらの様式や記入例は、三重県高圧ガス溶材組合のホームページ（三重県高圧ガス安全協会 HP【<https://anky-mie.jp/>】内）に掲載していますので、必要な方はダウンロードしてください。

1 高圧ガス充填の依頼があった時

依頼者が容器登録記号番号を取得していないか、あるいは容器の刻印が依頼者のものと異なる場合には、依頼者に**高圧ガス充填依頼書【様式1】**の提出を求めたうえで、**高圧ガス容器充填可否確認書【様式2】**により、登録記号番号に該当する事業者へ確認をしたうえで充填の可否を判断します。

高圧ガス充填依頼書	【様式1】
高圧ガス容器充填可否確認書	【様式2】

各様式及び記入例は別紙のとおりです。

2 高圧ガス容器廃却の依頼があった時

容器登録記号番号を取得していない事業者からの廃却依頼、あるいは容器の刻印が依頼者のものと異なる場合には、依頼者に**高圧ガス容器廃却依頼書【様式3】**の提出を求めたうえで、**高圧ガス容器廃却可否確認書【様式4】**により、登録記号番号に該当する事業者へ確認をしたうえで廃却の可否を判断します。

高圧ガス容器廃却依頼書	【様式3】
高圧ガス容器廃却可否確認書	【様式4】

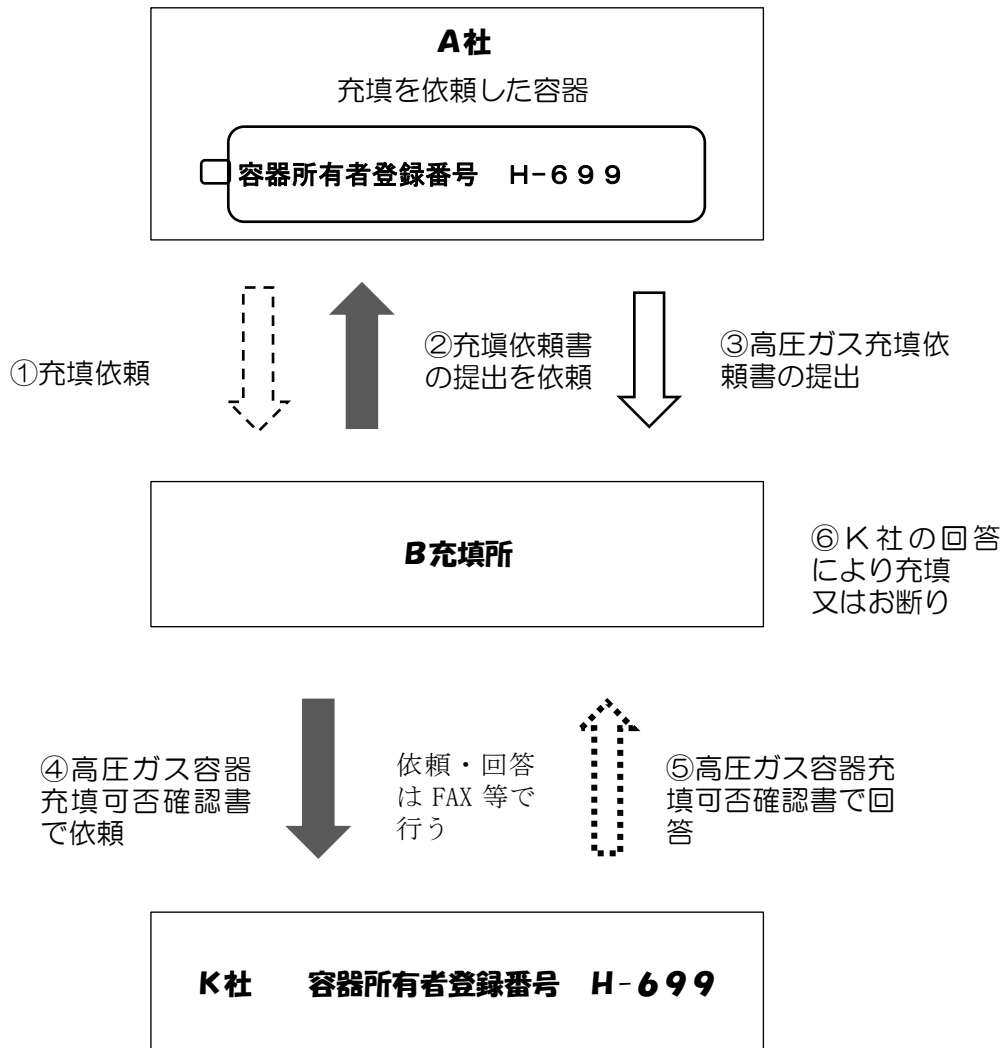
各様式及び記入例は別紙のとおりです。

1 高圧ガス充填の依頼があった時

高圧ガス充填依頼書・高圧ガス容器充填可否確認書について

容器所有者登録記号番号を取得していない（無登録）容器所有者から充填依頼があった場合の例

- ①A社（容器登録をしていない事業所：所有者登録記号番号が無い）からB充填所に 充填の依頼があった。（依頼は販売店を通して行われることもある。）
・ 容器の所有者登録記号番号は「H-699（K社の登録番号）」
- ②B充填所は、容器所有者確認のため、A社に「高圧ガス充填依頼書（様式1）」の提出を依頼する。
- ③A社は様式1に必要事項を記入して、B充填所に提出する。
- ④B充填所は「高圧ガス容器充填可否確認書（様式2）」により、K社に確認する。
- ⑤K社は、同確認書により、充填の可否をB充填所へ回答する。
- ⑥K社の回答が充填可であれば、充填する。否の場合は、充填をお断りする。



2 高圧ガス容器廃却の依頼があった時

高圧ガス容器廃却依頼書・高圧ガス容器廃却可否確認書について

容器所有者登録記号番号を取得していない（無登録）容器所有者から容器廃却の依頼があった場合の例

- ①A社（容器登録をK社に代理登録してもらっている）からB社に容器廃却の依頼があった。【容器の所有者登録記号番号は「H-699（K社の登録番号）」】
- ②B社は、A社に「高圧ガス容器廃却依頼書（様式3）」の提出を依頼する。
- ③A社は様式3に必要事項を記入して、B社に提出する。
- ④B社は、K社に「高圧ガス容器廃却可否確認書（様式4）」により、A社の所有容器であるかを確認する。
- ⑤K社は必要事項を記入して、B社に回答する。
- ⑥B社は、K社の回答により、A社の所有容器であれば、廃却を行う。否の場合は、廃却をお断りする。

